

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき公告します。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年3月22日

新潟市水道事業管理者
局長 元井悦朗

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

- ①口径13ミリメートル水道デジタルメーター新品（JIS型 JGZ）10,000個
（案件番号 第250001号）
- ②口径13ミリメートル水道デジタルメーター修理（新潟型 NGF）12,900個
（案件番号 第250002号）

(2) 調達物品の特質等

入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 履行場所

上記1(1)の①②ともに水道メーター購入共通仕様書（平成25年度）のとおり。

(4) 履行期限

上記1(1)の①②ともに新品、修理水道メーター購入特記仕様書（平成25年度）のとおり。

(5) 入札方法

上記1(1)の調達物品ごとにそれぞれ総価で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 新潟市水道局の競争入札参加者資格審査において審査を受け資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領での別表 2 の 1 0 (暴力的不法行為) の適用に該当しない者であること。
- (5) その他入札説明書で定める要件。

3 入札手続等

- (1) 担当部局, 問合せ先及び契約条項を示す場所

郵便番号 951-8560

新潟市中央区関屋下川原町 1 丁目 3 番地 3

新潟市水道局業務部財務課契約係

電話 025-232-7322 (直通) F A X 025-231-3100

- (2) 入札説明書等の公開日及び入手方法

上記 1 (1) の①②ともに本公告の日から新潟市水道局ホームページでダウンロードすること。

http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/jigyousha/nyusatsu/wto_nyusatsu.html

- (3) 一般競争入札参加申請書の提出期間, 場所及び提出方法

上記 1 (1) の①②ともに次のとおりとする。

平成 25 年 3 月 22 日から平成 25 年 4 月 12 日 17 時までに上記 3 (1) に持参又は郵送 (書留等の配達記録が残るものに限る。) により提出すること。

- (4) 仕様書等についての質疑書の提出期間, 場所及び提出方法

上記 1 (1) の①②ともに次のとおりとする。

平成 25 年 3 月 22 日から平成 25 年 4 月 12 日 17 時まで, 上記 3 (1) へファクシミリにより提出すること。

- (5) 入札・開札の日時, 場所

上記 1 (1) の調達物品ごとに次のとおりとする。

①平成 25 年 5 月 17 日 午前 9 時 00 分

②平成 25 年 5 月 17 日 午前 9 時 10 分

場所は, 上記 3 (1) の同所 入札室

- (6) 入札書の提出方法 (持参又は郵送すること。)

持参の場合 上記 3 (5) の案件ごとの指定する日時・場所に持参。

郵送の場合 平成 25 年 5 月 16 日 17 時まで上記 3 (1) の場所に必着とする。

(郵送の場合は書留等の配達記録が残るものに限る。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金 免除

- (3) 契約保証金 契約額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし, 規程第 3 3 条の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

イ 入札書の記載事項中入札金額の訂正や入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

- ウ 入札者が 2 以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為によった入札
- オ 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- カ 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- キ 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札
- ケ 上記エ、オに該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

(5) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- ウ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(6) 契約書作成の要否 要

- (7) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
上記 2 (1) に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。
- (9) 本公告に示した調達は、本調達に係る平成 25 年度予算の成立を条件とする。
- (10) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Type and Quantity of Product for Procurement:

- ① Digital Water Meter (13mm in diameter, JIS model, JGZ, new): 10,000
- ② Digital Water Meter (13mm in diameter, Niigata model, NGF, repair): 12,900

(2) Date for Submitting Tenders:

- ① May 17, 2013 (9:00)
- ② May 17, 2013 (9:10)

(3) Contact for Information about Tenders:

Contract Section, Financial Division,
Water Supply Bureau, City of Niigata
1-3-3 Sekiya-shimokawara-cho, Chuo-ku, Niigata City 951-8560
Telephone: 025-232-7322

入 札 説 明 書

調達物品名

口径13ミリメートル水道デジタルメーター新品（JIS型 JGZ）

口径13ミリメートル水道デジタルメーター修理（新潟型 NGF）

新潟市水道局業務部財務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「規程」という。）、新潟市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成19年新潟市水道局管理規程第4号。以下「特例規程」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、新潟市水道局が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品名及び数量

- ①口径13ミリメートル水道デジタルメーター新品（JIS型 JGZ）10,000個
（案件番号 第250001号）
- ②口径13ミリメートル水道デジタルメーター修理（新潟型 NGF）12,900個
（案件番号 第250002号）

(2) 調達物品の特質等

別添「水道メーター購入共通仕様書（平成25年度）」のとおり

(3) 履行場所

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
新潟市水道局業務部業務課水道メーター倉庫

(4) 履行期限

別添「修理水道メーター購入特記仕様書（平成25年度）」のとおり

(5) 納入方法

別添「水道メーター購入共通仕様書（平成25年度）」のとおり

(6) 今後の入札公告予定時期

平成25年10月頃

(7) 入札方法

上記1(1)の調達物品ごとにそれぞれ総価で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 新潟市水道局の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領での別表2の10（暴力的

不法行為)の適用に該当しない者であること。

- (5) 新潟市水道局の様式第2号「水道メーター承諾申請書」及び添付書類を提出し承諾を受けた者であること。

3 問い合わせ先等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ先

郵便番号 951-8560

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3

新潟市水道局業務部財務課契約係

電話 025-232-7322 (直通)

FAX 025-231-3100

- (2) 水道メーターの承諾について問い合わせ先

郵便番号 951-8560

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3

新潟市水道局業務部業務課水道メーター係

電話 025-232-7345 (直通)

4 競争入札参加申請等

- (1) 本件調達物品の入札に参加を希望する者は、上記1(1)の調達物品ごとに様式第1号「一般競争入札参加申請書」を平成25年4月12日 17時までに上記3(1)の場所に直接持参又は郵送(書留等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

- (2) 様式第2号「水道メーター承諾申請書」及び添付書類は上記1(1)の調達物品ごとに3(2)の場所へ一般競争入札参加申請書を提出する日と同じ日に直接持参又は郵送(書留等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

※既に水道メーターの承諾の通知を受けている者で、申請内容が前回と同様、全く変更が無い場合は、承諾書類の代わりに様式第3号「水道メーター承諾申請書免除願い」を上記3(2)の場所へ一般競争入札参加申請書を提出する日と同じ日に直接持参又は郵送(書留等の配達記録が残るものに限る。)により提出することができる。

- (3) 入札予定者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知を平成25年5月2日に郵送する。

- (5) 一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所

上記1(1)の調達案件ごとに次のとおり

ア 日時 ①平成25年5月17日(金) 午前9時00分

②平成25年5月17日(金) 午前9時10分

イ 場所 いずれも上記3(1)の同所 入札室

- (2) 郵送による入札書の受領期間及び提出先

ア 受領期間 平成25年5月7日から平成25年5月16日 17時まで

イ 提出先 上記3(1)の場所へ提出すること。

ウ 郵送方法 書留等の配達記録が残るものに限る。

- (3) 競争加入者又はその代理人は、仕様書、別添「契約書(案)」及び規程を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は、様式第4号「質疑書」を平成25年3月22日から平成25年4月12日 17時まで、上記3(1)へファクシミリにより提出すること。
- (4) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、調達物品ごとに入札担当職員に「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の写し並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する様式第6号「委任状」を提出すること。
- (8) 競争加入者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 競争加入者又はその代理人は、当局様式の様式第5号「入札書」及び委任状を使用すること。
- (10) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
- ア 競争加入者の住所、会社(商店)名、入札者氏名及び押印(外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)
- イ 代理人が入札する場合は、競争加入者の住所、会社(商店)名、受任者氏名(代理人の氏名)及び押印
- ウ 入札金額
- エ 履行期限、履行場所
- オ 品名、数量、単価及び金額
- カ 品質・規格
- 「仕様書のとおり」という記載でも構わない。
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵送(書留等の配達記録が残るものに限る。)により入札する場合には、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きし、上記で示した入札書のほか、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン(鉛筆は不可)を使用すること。
- (14) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に

ついて押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。

- (15) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (18) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (19) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。
また、後記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (20) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額の訂正や入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合に

においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9 契約の停止等

- (1) 本調達物品の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

10 契約保証金

規程第32条により、契約金額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、規程第33条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

11 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。

- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 支払いの条件

納入物品等の代金は、当局の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

13 契約条項

別添「契約書(案)」による。

14 競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に、新潟市水道局の競争入札参加資格者名簿(物品)に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は、政府調達(WTO)契約に係る物品入札参加資格審査申請書を平成25年4月12日までに下記へ提出すること。なお、申請書類は新潟市水道局ホームページ(下記)から取得することができるほか、新潟市水道局業務部財務課で交付する。

郵便番号951-8560

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3

新潟市水道局業務部財務課契約係

電話 025-232-7322(直通)

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/03sikaku/wto-nyuusatu-sikaku.html

水道メーター承諾手続

水道メーター承諾申請書類の局への提出（提出期限は一般競争入札参加申請書と同日）

- ・提出部数 1部
- ・提出先 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
新潟市水道局 業務部 業務課 水道メーター係
電話 025-232-7345（直通）
FAX 025-232-5505
- ・申請書と添付書類（申請書類）
 - ① 水道メーター承諾申請書（様式第2号）
 - ② 製品仕様書
 - ③ 性能試験成績表
 - ④ 外観図
 - ⑤ 部品明細書
 - ⑥ 部品図
 - ⑦ 会社案内及び会社経歴
 - ⑧ 工場内設備
 - ⑨ 原材料等の流れ図
 - ⑩ 納入実績調書
 - ※ 既に承諾されている水道メーターがある場合は、⑦⑨を除くことができる。
 - ※ 既に承諾されている水道メーターの仕様を変更する場合には、申請書類について、水道メーター係担当者と打ち合わせることを。
 - ※ 既に水道メーターの承諾の通知を受けている者で、申請内容が前回と同様、全く変更が無い場合は、上記の申請書類の代わりに水道メーター承諾申請書免除願いを提出することができる。

局内審査（30日程度）

- ・書類審査
- ・製品サンプル調査
 - ① 形状、寸法、構造
 - ② 材質
 - ③ 計量性能
- ・工場検査
 - ① 設備（組立、検査、塗装、通水試験）
 - ② 部品の規格・調達（鋳物製造、プラスチック、歯車等）
 - ※ 承諾対象水道メーター製造工場が当該メーターについて計量法での指定製造事業者指定されている場合及び、既に承諾されている水道メーターがある場合は、工場等の検査を除くことができる。

「水道メーター承諾通知」の郵送（「一般競争入札参加資格確認結果通知」と同封）

様式第 1 号

一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

(電話番号)

(FAX番号)

下記の案件に係る一般競争入札(WTO)に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

公告年月日	平成25年3月22日
案件番号	
調達物品名	口径 シメートル水道デジタルメーター (型)

様式第2号

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

水道メーター承諾申請書

下記の水道メーターを承諾されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 品名
2. 型式
3. 添付書類
 - ① 製品仕様書
 - ② 性能試験成績表
 - ③ 外観図
 - ④ 部品明細書
 - ⑤ 部品図
 - ⑥ 会社案内及び会社経歴
 - ⑦ 工場内設備
 - ⑧ 原材料等の流れ図
 - ⑨ 納入実績調書

(あて先) 新潟市水道事業管理者

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

水道メーター承諾申請書免除願い

平成 年 月 日に申請した件について、下記により承諾を受けました。

今回も、前回申請した内容と全く変更がありませんので、水道メーター承諾申請書の提出を免除していただきますようお願いいたします。

記

- ・承諾を受けた案件番号及び品名

案件番号

品 名

- ・承諾通知文

平成 年 月 日 新水 第 号

- ・今回の申請案件番号及び品名

案件番号

品 名

質 疑 書

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

- 1 案件番号
- 2 調達物品名

回答は、本質疑書の提出後 10 日以内に新潟市水道局ホームページ，[水道局入札]内の
[政府調達（WTO）契約に係る入札]内に掲示します。（下記アドレス）

http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/jigyousha/nyusatsu/wto_nyusatsu.html

質 疑 事 項

注 1 この質疑は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ
提出してください。

注 2 提出期間を過ぎた場合は受理しません。

様式第5号

入札書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

住 所

氏 名

印

新潟市水道局契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額			百			千			円
入札保証金			百			千			円
								免除	
履行期限	平成 年 月 日								
履行場所									
品名	品質・規格		数量		単価		金額		
備考									

様式第5号
[記載例]

入 札 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏 名 〇〇株式会社 ⑩
代表取締役 〇〇 〇〇
受 任 者 〇〇 〇〇 ⑩

受任を受けて入札する場合には、
受任者名を記入し、押印してください。

新潟市水道局契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入 札 金 額			百			千			円
		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
入 札 保 証 金			百			千			円
								免 除	
履 行 期 限	平成〇〇年〇〇月〇〇日								
履 行 場 所	〇〇部〇〇課								
品 名	品 質 ・ 規 格	数 量		単 価		金 額			
△△△△	△△△	〇〇〇		〇, 〇〇〇		〇〇〇, 〇〇〇			
“仕様書のとおり” という記載でも結構です。									
備 考									

様式第6号

委 任 状

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

私は次の者をもつて、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住 所

氏 名

㊟

受任者 氏 名

㊟

記

件 名

様式第6号
[記載例]

委 任 状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏 名 〇〇株式会社 ④
代表取締役 〇〇 〇〇

受任者 氏 名 〇〇 〇〇 ④

記

件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

物品供給契約条項

(権利義務の譲渡等の制限)

第1条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(履行の監督)

第2条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

(履行の確認)

第3条 甲は、契約に定める義務を履行したときは、その旨を、甲に通知しなければならない。

2 前項の通知があったとき、甲は、その通知のあった日から10日以内に乙の立会いを求めて検査を行なうものとし、乙が立会いわないときは、乙の欠席のまま、検査をすることができる。

3 熱量、強度の測定、含有量の分析試験等を含む検査について、前項の規定を適用する場合においては、同項中「10日以内」とあるのは「15日以内」と読み替える。

4 甲は、検査の結果、契約に適合していると認められる物品は、その引渡しを受けるものとし、契約に適合していないと認められる物品は、乙に期間を定めてその物品の取換え、補修若しくは改造をさせ、さらに甲の検査を受けるよう指示するものとする。この場合において、乙は、甲から取換え、補修若しくは改造を指示されたときは、自己の負担によりすみやかにこれを履行し、甲に通知しなければならない。

5 前項後段の規定による検査を行なうときの期間の算定は、甲が乙から取換え、補修若しくは改造を履行した旨の通知を受けた日から起算する。

6 甲は、検査の結果、契約に適合していないと認めるものであっても、適合していない程度が軽微で、甲が使用するに支障がないと認めるものについては、契約金額を減額して引渡しを受けることができる。

(所有権の移転)

第4条 供給物品の所有権は、甲が検査に合格したものと認めるときをもって、乙から甲に移転するものとする。

2 供給物品の容器、外包の所有権は、契約に定めがある場合を除き、甲に帰属するものとする。

(不合格品の引取り)

第5条 乙は、甲が検査の結果、契約に適合していないと認める物品(第3条第6項の規定による物品を除く。以下同じ。)については、甲の指定した期間内に履行の場所から自己の負担により、搬出しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反したときは、その物品の保管について責を負わないものとし、必要があると認めるときは、任意に処分することができる。

(契約金額支払の時期)

第6条 甲は、供給物品の所有権が甲に移転したのち、乙の請求により契約金額を支払うものとする。

2 前項の支払は、甲が、乙の適法な請求書を受領した日から30日以内になければならないものとする。

(支払遅延利息)

第7条 乙は、甲の責に帰すべき理由により、前条第2項に定める期間内に契約金額を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により指定された率で、甲に対し、支払遅延による遅延利息を請求することができる。

(検査の遅延)

第8条 甲が、その責に帰すべき理由により、第3条第2項及び第3項に定める期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数を、第6条第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとし、乙は、そのこえる日数に応じ、前条の規定の例により遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約保証金の還付)

第9条 契約保証金は、次の各号の一に該当するときに還付する。

(1) 乙が契約に定める義務の履行を完了したとき。

(2) 甲が第12条第1項又は第13条により契約を解除したとき。(遅延届)

第10条 乙は、契約の定める履行期限までに、義務の履行をすることができないと認めるときは、直ちに、その理由、納入予定日等を書面を持って甲に届け出て、その指示を受けなければならない。

(違約金)

第11条 甲は、乙が正当な理由がなく契約の履行を遅延したときは、遅延日数1日につき、契約金額(単価契約の場合は、契約単価に確定納入数を剰じた金額とする。)1,000分の1に相当する額の違約金を徴収することができる。

2 前項の違約金は、契約金額支払の際にその契約金額と相殺し、又は契約保証金が納入されているときは、これをもって違約金に充て、なお、不足があるときは、追徴するものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、必要があるときは、契約を変更し、若しくは中止させ、又は解除することができる。

2 甲は、乙が新潟市水道局契約規程(以下「規程」という。)第35条第1項第1号から第4号まで及び第6号に該当するときは、契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に対し、契約金額(単価契約の場合は、契約単価に入札又は見積合わせ時の予定数量を乗じた額)の10分の1に相当する額以上の違約金を支払わなければならない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲の責に帰すべき理由により、契約の履行をすることができなくなったときは、契約の変更若しくは中止、又は解除を申し出ることができる。災害その他さけることのできない特別の理由により契約の履行をすることができなくなったときも、また、同様とする。

2 甲は、前項の規定による乙の申し出があったときは、契約を変更し、若しくは中止させ、又は解除することができる。

(損害賠償)

第14条 甲が、第12条第2項により契約を解除した場合において、甲に損害があるとき、又は第12条第1項若しくは第13条第1項前段の規定により契約を変更し、若しくは中止させ、又は解除した場合において、乙に損害があるときは、甲又は乙は、それぞれ乙又は甲に対し、その損害賠償を請求することができる。

2 前項の損害額は、甲乙両者協議のうえ定めるものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に損害を賠償させるときは、契約金額支払の際に、その契約金額と相殺し、又は契約保証金が納入されている時は、これをもって損害に充て、なお不足があるときは追徴するものとする。

(既済物品の処置)

第15条 契約が解除された場合において、すでに履行場所へ納入されている物品、または既済の物品があるときは、甲が検査のうえ契約に適合するものと認めるものに限り、その代価を支払い、甲が取得することができる。

(危険負担)

第16条 供給物品の所有権移転前に生じた損害は、甲の責に帰すべきもののほか、すべて乙の負担とする。

(かし担保)

第17条 甲に所有権が移転した日から1年間のうちに、当該供給物品に「かし」があると認められるときは、乙は甲の指示により、その供給物品を取換え、若しくはその「かし」を補修し、又はその「かし」によって生じた滅失若しくは損傷等による損害を賠償しなければならない。

(規程等の適用)

第18条 この契約に定めのない事項については、規程及び関係法令に定めるところにより従うものとし、契約に関し疑義が生じたときは、甲乙両者協議のうえ定めるものとする。

平成25年度

水道メーター購入共通仕様書

(新JIS規格・平成24年4月改定)

新潟市水道局

業務部業務課 水道メーター係

1. 総則

- (1) 本仕様書は、本市給水契約者の使用水量測定に使用する、新品及び修理水道メーターの購入等に関することについて規定する。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合の新潟市水道局（以下「当局」という。）への問い合わせは、入札書及び見積書提出日の前日までとするが、別に入札公告等で示す場合はそのとおりとする。
また、契約後に生じた疑義については当局の解釈によるものとする。
- (3) 本仕様書と計量法及び当局が適用する条例、規程等とに差異が生じた場合は計量法、条例及び規程等が優先する。

2. 契約

契約に関する事項は、新潟市水道局契約規程によるものとする。

3. 法令および適用規格

メーターは、次の法令及び関連する規格（以下「計量法及びこの関連法令」という。）に適合するものでなければならない。

- (1) 計量法関係
 - ①計量法
 - ②計量法施行令
 - ③計量法施行規則
 - ④特定計量器検定検査規則
 - ⑤指定製造業者の指定等に関する省令
- (2) 水道法関係
 - ①水道法
 - ②水道法施行令
 - ③水道法施行規則
 - ④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
- (3) 日本工業規格
 - ①JIS B 8570-1
 - ②JIS B 8570-2
 - ③JIS B 7554

4. 検定

- (1) メーターは、計量法及びこの関連法令に基づいて、検定を受け合格品であること。
- (2) メーターには、次のいずれかの証印を付する。
 - ①計量法第72条第1項に規定する検定証印
 - ②計量法第96条第1項に規定する基準適合証印（③によるものを除く）
 - ③指定製造事業者の指定等に関する省令第8条第4項に基づき認められた基準適合証印
- (3) 検定は、納入日の属する月または前月に実施する。

5. 特許等の取扱い

製造に関し特許等に抵触するものがあるときは、すべて製造者の責任において処理しなければならない。

6. 承認

メーター及び付属品を新規に承認をうけようとするものは、当局に承認図（製品仕様、性能曲線、外観図、組立図、部品図等）を提出し承認を受けなければならない。

また、既に承認を受けたメーター及び付属品の変更する場合も同様とする。

7. 構造等

- (1) 請負者は契約後、当局に承認された承認図に基づき製作すること。
- (2) 納入する新品及び修理水道メーターは、計量法及びこの関連法令に準拠し、通常の使用及び施工に十分耐えうる強度と耐久性を持ち、かつ水質に悪影響を及ぼさないものでなくてはならない。

ア 浸出試験の方法については、(社)日本水道協会が規定する水道用器具—浸出試験方法及びその性能基準への対応 附属書2 継手類・バルブ類・水道メーターの浸出試験方法に準じ公的検査機関にて実施すること。

イ 試験項目については、接水する部分の使用材料の含有成分及び製造過程に使用した溶液等を明確にした上、これらの成分表等を公的検査機関に提出し、給水装置の構造及び材質基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）第2条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第138号）、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第6号）に定める浸出等に関する基準に該当する項目について、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件（平成16年厚生労働省告示第15号）と浸出試験（JIS S 3200-7）を適用する。

ウ 浸出試験の結果については、試験成績書を当局に提出し確認を得ること。

ただし以前納入時に同じ製品の報告書が提出されている場合は、この限りではない。

- (3) 新品水道メーターの材質（大口径フランジタイプを除く）

メーターの上ケース及び下ケースの材質は鉛フリー銅合金（鉛含有量 0.25wt%以下の銅合金）とする。

材質の種類、適用規格及び材質記号は表-1のとおりとする。

表-1

材 質	部品材料表示	記 号
ビスマス青銅鋳物	JIS H 5120 CAC901, 902, 903B 又は JIS H 5121 CAC901C, 902C, 903C	B
ビスマスセレン青銅鋳物	JIS H 5120 CAC911 又は JIS H 5121 CAC911C	
シルジン青銅鋳物	JIS H 5120 CAC804 又は JIS H 5120 CAC804C	E

(4) 修理水道メーター

青銅铸件6種（JIS H 5120 CAC 406）で製造したメーターケースは表-2に示す鉛浸出防止対策のいずれかを施す。

表-2

鉛浸出防止の為の表面処理方法	記号
材料表面の鉛を化学的に除去する表面改質	T
材料表面の樹脂塗料による焼付コーティング	C

但し、記号の表示はしなくてよいものとする。

(5) 新品及び修理水道メーターの口径、形式、数量は別紙の特記仕様書を参照すること。

主要寸法・計量特性等については、別表-1・別表-2・別表-3のとおりとし、メーター番号は契約後に水道メーター係より指示する。

(6) 水道メーターの表示範囲は、別表-4のとおりとする。

但し、遠隔式の受信器は、口径13mm～口径40mmは4桁、口径50mm～口径100mmは5桁以上、口径150mm～口径200mmは7桁以上とする。

最小単位表示は1m³とし、発信器と受信器の伝送線の長さは口径13mm～口径40mmは10m以上とし、口径50mm～口径200mmは15m以上とする。

(7) 口径50mm～口径100mm 新品水道メーター本体規格は、ダクタイル鋳鉄製軽量タイプ（たて形軸流羽根車式、直読型、電子型）又は電磁式直読型（補足管、ヴィクトリックジョイント、取付セット）とする。

口径150mm～口径200mm 新品水道メーター本体規格は、電磁式直読型（補足管、ヴィクトリックジョイント、取付セット）とする。

(8) 表示

1) メーターの目盛板には次に掲げる項目を表示すること。

①計量単位（m³で表わす。なおL（リットル）を用いても良い）

②Q3の値（m³/hで表示する）

③Q3/Q1の値（R=の表示可）

④製造業者の名称又は登録商標

⑤製造年

⑥製造番号又は指定番号（目盛板の直近）

⑦パイロット回転方向（乾式水道メーターのみ）

⑧型式承認番号

⑨Q2/Q1の値（値が1.6でない場合表示する）

⑩最大許容使用圧力（1MPaを超える場合）

⑪取付姿勢（垂直姿勢はV、水平姿勢はH、姿勢を問わないものはFを表示）

⑫水温等級（T30でない場合に表示する）

2) メーターケースには次に掲げる項目を表示すること。

○下ケース

①メーター取付部分の口径

②製造年

③材質記号（ダクタイル製・ステンレス製は除く）

④流れの方向

○上ケース及び蓋

①メーター取付部分の口径（蓋のみに表示）

②メーター発注データに記載されている記号及びメーター番号

(9) 水道メーターの上ケース及び蓋には、特記仕様書に記載した記号及びメーター番号を鮮明に刻印すること。刻印の大きさは、上ケースについては口径13mm～口径25mmまでは5mmとし、それ以上の口径は6mmとする。また蓋については、6mmで統一する。

遠隔式水道メーターは、積算計に記号及び番号を明記することとし、打刻の深さについては、0.5mm程度とする。

但し、蓋の形状等によりこの限りとしな

別表-5 参照

(10) 水道メーターの塗装

①口径13～口径50mm（ネジ接続型）は無塗装とする。

ただし、無着色透明の酸化防止処理を施すこと。

②口径50mm（フランジ接続型）以上はエポキシ樹脂粉体塗装を施し、塗装色は日本塗料工業会色票番号AN-55（グレー）及びA72-40T（ブルー）とする。（電磁式を除く）

③上蓋の色は、日本塗料工業会色票番号により、特記仕様書にて指示する。

(11) 目盛板におけるパイロット回転方向矢印は下ケースの流量方向矢印と同方向とする。

8. 納品と納期と納入場所

(1) 納品する新品及び修理水道メーターの、検定証印・基準適合証印の年月は計量法に基づき、水道メーター購入共通仕様書及び特記仕様書を参照すること。

(2) 納品する新品及び修理水道メーターの納期、数量、記号、番号は特記仕様書及びメーター発注データを参照すること。

(3) 納入場所は、次のとおりとする。

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3

新潟市水道局 水道メーター倉庫内

(4) 納入するトラックが、総重量8t以上もしくは最大積載量5t以上のものは、以下の書類（2部ずつ）を当局に納入10日前までに提出しなければならない。

ア 通行禁止道路通行許可申請書（局指定のもの）

イ 運搬経路（新潟市中央区管内）の地図（経路を赤字で記すこと。）

ウ 運搬車両の車検証コピー

エ 運転手の免許証コピー

(5) 口径13mm～口径50mm水道メーター（ネジ接続型）の納入は、別表-6によるものとする。

口径50mm（フランジ接続型）以上の納品については、当局係員（以下「係員」という。）の指示による。

(6) 新品及び修理水道メーターの納品時は、必ず納品業者立会いのうえ当局の指定時間内に納入を行うこと。（立会いがなければ、納入は行わない。）

(7) 納入時の必要書類は下記のとおりとする。

ア 当局が指定した器差成績表のデータ

別表-7

イ 納品書（各社仕様でよい）

ウ 当局指定の請求書（新潟市水道局ホームページ参照 支払関係書類 請求書）

9. 局内検査

- (1) 納品する新品及び修理水道メーターが検定合格品であっても、当局の水道メーター受入検査基準（承認図面との照合，数量，記号，番号，ネジ山確認）の結果で不合格の判定をしたものについては，係員の指示する日までに再調整又は新品に取り替えるものとする。
- (2) 前項の合格品であっても，使用に際して異常が発見されたものについては，納入者の責任において，係員の指示する日までに再調整又は新品に取り替えるものとする。

10. 異常メーター調査

- (1) 納品された新品及び修理水道メーターが，検定満期以前に異常（早動，遅動，不動等）となった場合は，当局の指示により原因についての調査を行うこと。
- (2) メーターの品質等に疑義が生じた場合はメーターの製造工程等の確認を行うものとする。

11. 接続端の保護

接続端には，次の保護材を取り付ける。

- (1) ネジ部は樹脂製のキャップを取り付ける。
 - (2) フランジ継手部は次のいずれかによる。
 - ①樹脂製のキャップを取り付ける。
 - ②樹脂製シール（容易にはがせるもの）を貼り付ける。
 - ③厚手の樹脂製袋でフランジ部全体を覆う。
- ※ハウジング部は納入時には組み立てられているものとする。

12. ハウジング型継手

ハウジング型継手は，日本ビクトリック（株）製C-1型又は相当品とする。

13. 転倒防止

納品する新品及び修理水道メーターの底部は，水平面上に置いた場合ガタつきの少ないものとし，転倒しないこと。

14. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項であっても製造上必要な事項は，すべて具備していなければならない。
- (2) 当局が指示した場合は納入品である通水部分材料の衛生試験成績表（写し）及び，検査による性能曲線図，ならびに器差表を提出しなければならない。
- (3) 計量法が改正された場合，本仕様書への適用はその施行日からとするが，その場合事前に当局と協議の上，決定すること。

別表－ 1

ネジ接続型

口径 (mm)	全長寸法 (mm)			ネジ山寸法 (mm)					
	新潟型	特殊型	共通型	新潟型		特殊型		共通型	
	全長	全長	全長	外径	山数	外径	山数	外径	山数
13	165	—	100	25.6	14	—	—	26.4	14
20	190	—	190	33.2	14	—	—	33.2	11
25	225	210	225	39	14	39	14	41.9	11
30	—	—	230	—	—	—	—	47.8	11
40	—	—	245	—	—	—	—	59.6	11
50	—	245	—	—	—	75.1	11	—	—

フランジ接続型

口径 (mm)	全長寸法 (mm)		フランジ寸法 (mm)						ボルト穴	
	新潟型	共通型	外径		中心円の径		ガスケット座 外径		径	数
	全長	全長	新潟型	共通型	新潟型	共通型	新潟型	共通型		
50	560	560	186	186	122	143	100	100	19	4
75	—	630	—	211	—	168	—	125	19	4
100	—	750	—	238	—	195	—	152	19	4
150	—	1000	—	290	—	247	—	204	19	6
200	—	1160	—	342	—	299	—	256	19	8

別表－ 2

メーターの種類

型式	接続方法	参考口径	材質
乾式・接線流羽根車式直読型	ネジ接続	13・20・25・30	鉛フリー銅合金
乾式・たて形軸流羽根車式直読型	ネジ接続	40・50	鉛フリー銅合金
乾式・たて形軸流羽根車式直読型	フランジ 接続	50・75・100	鉛フリー銅合金
乾式・たて形軸流羽根車式直読型	フランジ 接続	50・75・100	ダクタイル鋳鉄
乾式・たて形軸流羽根車式電子型	フランジ 接続	50・75・100	ダクタイル鋳鉄
電磁式直読型 (電池内蔵型)	挟み込み 接続	50・75・100 150・200	ステンレス

別表－ 3

メーターの計量特性

口径 (mm)	Q ₃	R	月間最大 使用量 (m ³)	Q ₁	Q ₂	Q ₄	型 式
	(m ³ /h)	(Q ₃ /Q ₁)		(m ³)	(m ³)	(m ³)	
13	2.5	100	100	0.025	0.040	3.125	乾式 接線流羽根車式 直読型ネジ接続
20	4.0	100	170	0.040	0.064	5.00	
25	6.3	100	260	0.063	0.1008	7.875	
30	10	100	420	0.100	0.160	12.50	
40	16	100	700	0.160	0.256	20.00	乾式 たて型軸流羽根車式 直読型ネジ接続
50	16	100	700	0.160	0.256	20.00	
50	40	100	2,600	0.400	0.640	50.00	たて型軸流羽根車式 直読型・電子型 フランジ接続
75	63	100	4,100	0.630	1.008	78.75	
100	100	100	6,600	1.000	1.600	125.00	
50	40以上	160以上	25,200以上	0.315以下	0.504以下	50.00以上	電磁式直読型 挟み込み接続
75	100	160以上	57,000以上	0.625以下	1.000以下	125.00	
100	160	160以上	100,800以上	1.000以下	1.600以下	200.00	
150	400	160以上	234,000以上	2.500以下	4.000以下	500.00	
200	630	160以上	410,000以上	3.937以下	6.299以下	787.50	

別表－ 4

メーターの表示範囲

口径 (mm)	一般メーター (電子・電磁以外)		電子式・電磁式メーター	
	最大表示量 の最小値 (m ³)	最小の目盛 (m ³)	最大表示量 の最小値 (m ³)	最小の目盛 (m ³)
13	9,999	0.001		
20	9,999	0.001		
25	9,999	0.001		
30	99,999	0.001		
40	99,999	0.001		
50	99,999	0.001	999,999	0.001
75			999,999	0.001
100			999,999	0.001
150			9,999,999	0.01
200			9,999,999	0.01

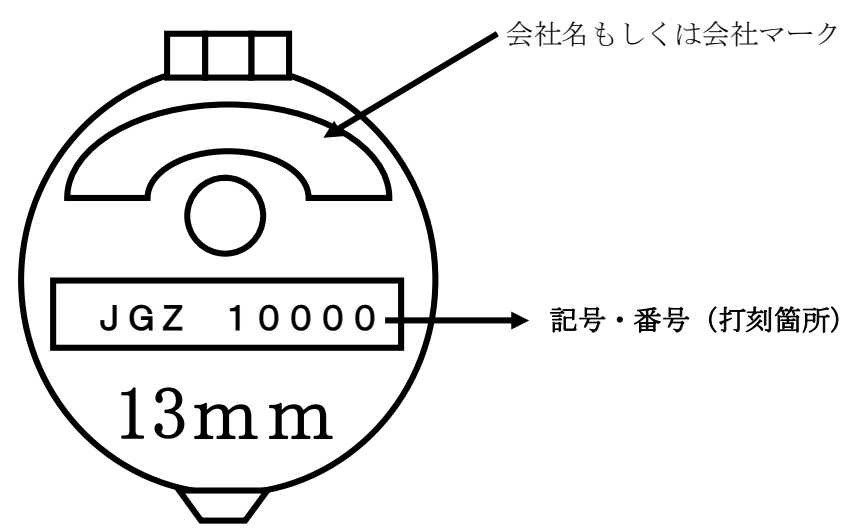
※口径 50 mm の一般メーターはネジ接続型，電子式・電磁式メーターはフランジ接続型。

別表－ 5

水道メーター蓋・上ケースの打刻について

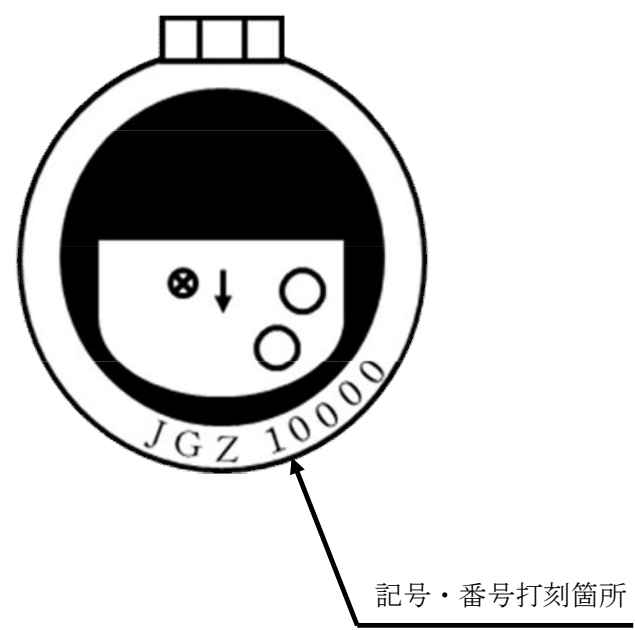
水道メーター蓋

(例 口径Φ13mm JGZ 10000の場合)



水道メーター上ケース

(例 口径Φ13mm JGZ 10000の場合)



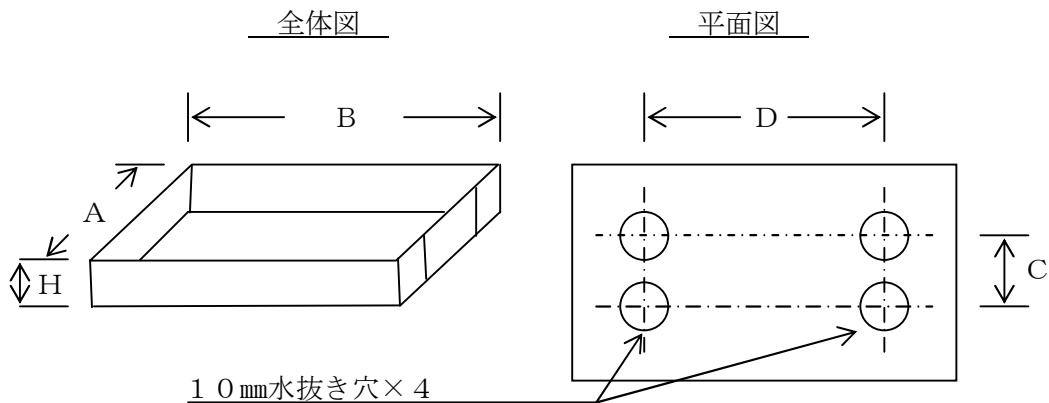
別表－ 6

(1) 水道メーター（ネジ接続型）収納箱寸法と収納個数

口径13mm～口径25mm収納箱は下記の材質を有する矢崎化工㈱のポリテナー品番PT-22Bまたは同等品とすること。

口径30mm～口径50mm収納箱は下記の材質を有する矢崎化工㈱のポリテナー品番PT-41または同等品とすること。

遠隔式水道メーターも同様とする



口 径	内の子寸法・水抜き寸法 単位 cm					収納個数
	A	B	H	C	D	
13mm水道メーター用	32	56	12	23	42	20 (新潟型15個)
20mm水道メーター用	32	56	12	23	42	10
25mm水道メーター用	32	56	12	23	42	8
30mm水道メーター用	32	56	22	27	51	5
40mm水道メーター用	32	56	22	27	51	5
50mm水道メーター用	32	56	22	27	51	5 (フランジ接続型1個)

※口径13mm～口径50mmの収納箱の材質は、ポリプロピレン製とする。

遠隔式水道メーター（ネジ接続型）については30mm以上と同様とする。

カードケース

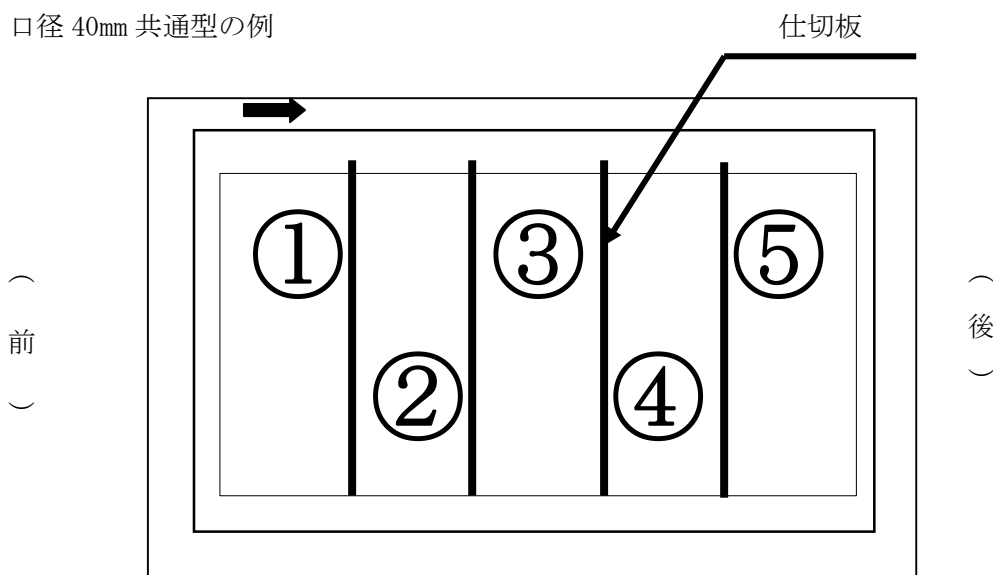
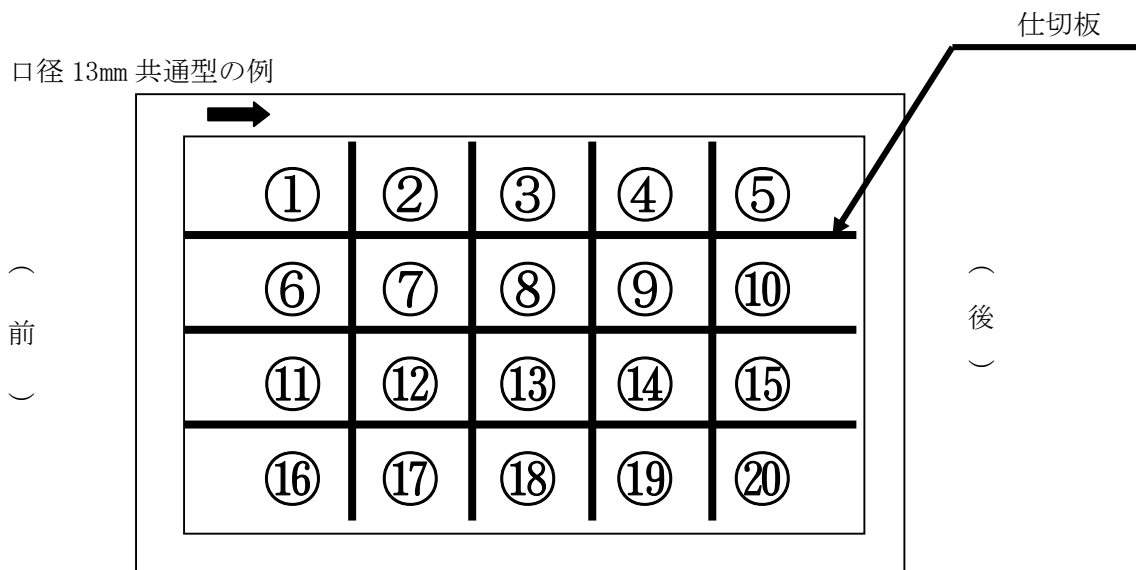
※両側に収納表（左票）を取付けること。

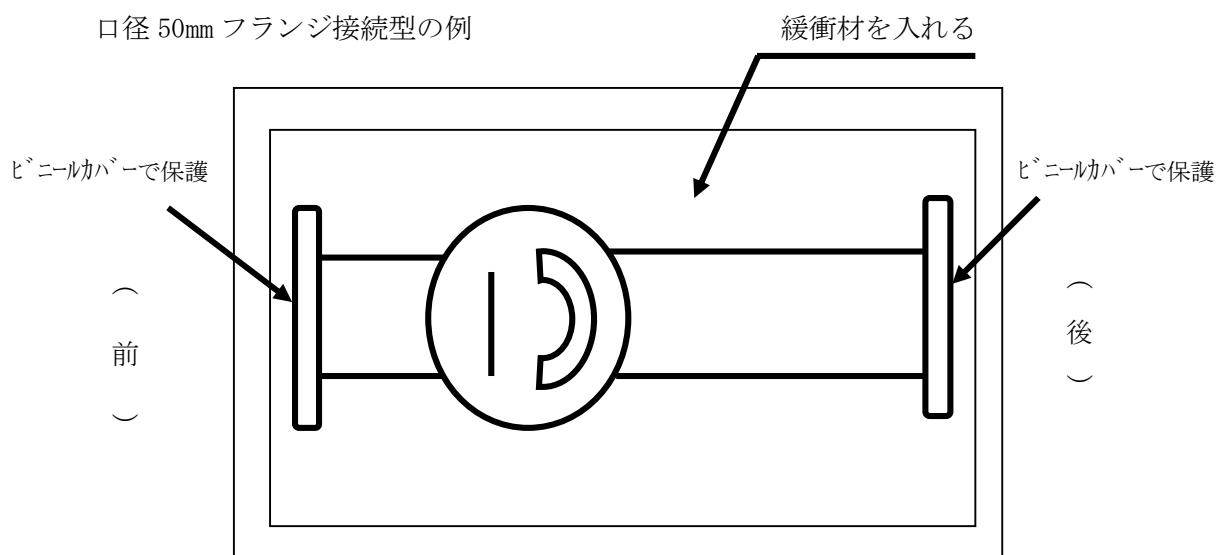
寸法70mm×100mm

箱番		口径	○○mm	個数	○○
検満年月	○ ○	メーター番号	○○○○○○	から	
		記号	○○○○○○	まで	
社名	○○○○○○株式会社				


(2) 水道メーターの箱詰め並びに搬入時の積み方

図1





10頁(図1)の上図は口径13mm共通型の例で、口径20mm～口径25mmについても同様とし、
下図は口径40mm共通型の例で、口径30mm～口径50mm(ネジ接続型)についても同様とする。

ア 『』をフェルトペン(油性)等、消えにくいもので、左上角に記入すること。

イ 『』から上記(図1)の様にメーター番号の小さい方からつめること。

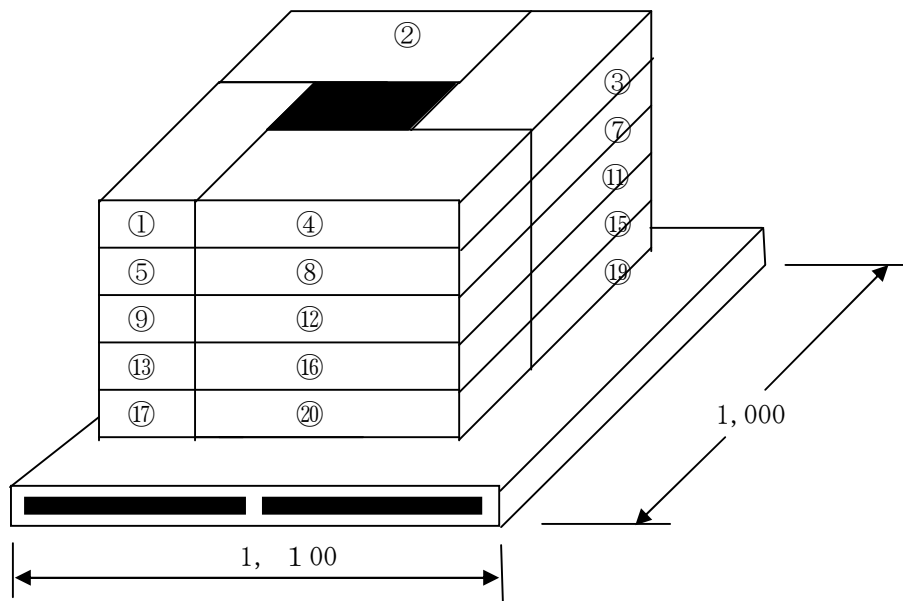
ウ 水道メーター収納箱に使用する仕切板は、クッション付のボール紙とすること

エ フランジ接続型の口径50mmは、水道メーター収納箱に1個詰めとし、損傷及び異物混入防止のために緩衝材を入れフランジをビニールカバーで保護すること。

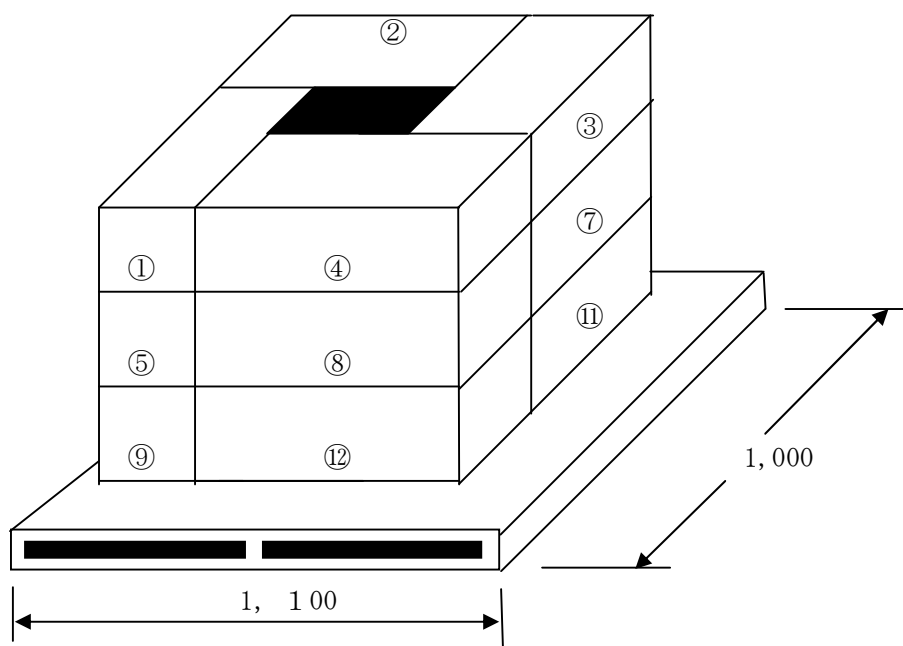
オ パレット積で搬入する場合は、12頁(図2)ネジ接続型の口径13mm～口径25mmの積載例とネジ接続型の口径40mm及びフランジ接続型の口径50mmの積載の例を参照すること。

図2

ネジ接続型の口径13mm～口径25mmの積載例



ネジ接続型の口径40mm及びフランジ接続型の口径50mmの積載例



(3) フランジ接続型の口径50mm 以上の場合は、損傷及び異物混入防止のためフランジにビニールカバーを取り付けること。

(4) フランジ接続型の口径75mm 以上の納品については、係員の指示による。

別表－ 7

当局が指定した器差成績表のデータについて

納品業者ごとにデータ入力シート（EXCEL）を渡すので、下記の⑩から⑯までを記入例のとおり入力し提出すること。

（入力例）平成 22 年 3 月 20 日納品日 口径 13mm JGZ 1～5 （5 台）新潟水道(株)製

発注日	発注番号	新規/修理	単価	納品日	記号	口径	メーター番号	メーカー	メーター桁	型式	材質	検満年月日	素材	定格最大流量(Q3)	定格最小流量(Q1)
20091201	09000001	0	1300	4220320	JGZ	013	1	0100	4	0009	02	4220319	1	0.5	0.3
20091201	09000001	0	1300	4220320	JGZ	013	2	0100	4	0009	02	4220319	1	0.1	-0.2
20091201	09000001	0	1300	4220320	JGZ	013	3	0100	4	0009	02	4220319	1	-0.1	1.2
20091201	09000001	0	1300	4220320	JGZ	013	4	0100	4	0009	02	4220319	1	0.3	-1.0
20091201	09000001	0	1300	4220320	JGZ	013	5	0100	4	0009	02	4220319	1	-0.4	0.0
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯

詳細 （入力は、半角英数で行うこと）

- ① 発注日・・・入力の必要なし
- ② 発注番号・・・入力の必要なし
- ③ 新規/修理・・・入力の必要なし
- ④ 単価・・・入力の必要なし
- ⑤ 納品日・・・入力の必要なし(納品予定日, 変更の場合修正する)
- ⑥ 記号・・・入力の必要なし
- ⑦ 口径・・・入力の必要なし
- ⑧ メーター番号・・・入力の必要なし
- ⑨ メーカー・・・入力の必要なし
- ⑩ メーター桁・・・入力すること(数値 1 桁)
- ⑪ 型式・・・入力すること(数値 4 桁, 先頭に“0”を入力)
- ⑫ 材質・・・入力すること(数値 2 桁, 先頭に“0”を入力)
- ⑬ 検満年月日・・・入力すること(数値 7 桁, 納品日の前日を和暦で入力)
- ⑭ 素材・・・入力すること(数値 1 桁)
- ⑮ 定格最大流量(Q3)・(検定公差 ± 2%以内)
“+” “±” の入力が必要なし
- ⑯ 定格最小流量(Q1)・(検定公差± 5%以内)
“+” “±” の入力が必要なし。

【凡 例】

⑪ 型 式・・・4桁・半角入力

入力番号	型 式
0009	乾式・接線流羽根車式直読型
0010	乾式・たて形軸流羽根車式直読型
0012	乾式・たて形軸流羽根車式電子型
0013	乾式・たて形軸流羽根車式直読型（伸縮管付）
0015	乾式・たて形軸流羽根車式電子型（伸縮管付）
0016	電磁式直読型
0017	電磁式直読型（隔測）
0018	電磁式直読型（無線）
0019	乾式・軸流羽根車式電子型（隔測）
0020	乾式・たて形軸流羽根車式電子型（隔測・伸縮管付）

⑫ 材 質・・・2桁・半角入力

入力番号	素 材
01	エコプラス
02	ビスマス
03	BC6
04	鋳鉄
05	ダクタイル
06	ステンレス

⑬ 検満年月日・・・7桁・半角入力

例) 4290731

年 号	年	月	日
4(平成)	29	07	31

⑭ 素 材・・・1桁・半角入力

入力番号	素 材
1	新素材
2	表面処理
3	旧素材

⑮ 定格最大流量（Q3）・・・小数点以下1桁・半角入力

⑯ 定格最小流量（Q1）・・・小数点以下1桁・半角入力

